

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

生活保護受給者による向精神薬の営利目的所持について

生活保護法による医療扶助につきましては、平素格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、大阪市の生活保護受給者が大量の向精神薬を営利目的で入手し、所持していたとして、麻薬及び向精神薬取締法違反等で立件されるという事案が発生したところです。

本件については、大阪市以外の各自治体においても類似の事案が発生していないか、調査を実施しているところですが、今回の事案は、国民の最低限度の生活を保障する生活保護制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて憂慮すべき事態と考えます。

調査については、「同一月に複数の医療機関から向精神薬が処方されている者」の調査結果を別添の取りまとめましたので情報提供させていただきます。

すでに依頼しているとおり、本調査によって判明した者については、定期訪問の時期を前倒しする等、早期に本人との面接及び嘱託医や主治医との協議等を行っていただき、改めて患者本人の病状、処方状況等を把握し、なお一層適切な受診が図られるようお願いします。

さらに、これまで、「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について」（平成12年12月14日社援保第72号厚生省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、重複受診の点検を実施していただいているところですが、今回の事案を踏まえ、同一月に複数の医療機関から向精神薬が処方されているかどうかの点検については、更なる徹底をお願いします。

また今後、本年7月末までに御報告いただく個別の指導・改善状況の結果を受け、新たな審査・点検等の対策を検討の上、周知する予定です。御留意願います。

(社) 日本医師会 会長
(社) 日本精神科病院協会 会長
(社) 日本精神神経科診療所協会 会長
(社) 日本自治体病院協議会 会長
(社) 日本総合病院精神医学会 理事長
精神医学講座担当者会議 会長
国立精神医療施設長協議会 会長
(社) 日本精神神経学会 会長

厚生労働省社会・援護局保護課長

生活保護受給者による向精神薬の営利目的所持について

生活保護法による医療扶助につきましては、平素格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、大阪市の生活保護受給者が大量の向精神薬を営利目的で入手し、所持していたとして、麻薬及び向精神薬取締法違反等で立件されるという事案が発生したところです。

今回の事案は、国民の最低限度の生活を保障する生活保護制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて憂慮すべき事態と考えます。

本年4月に同様の事案が発生していないか確認するため、生活保護の医療扶助を受けている被保護者のうち、精神科に通院している者の本年1月診療分において、同一月に複数の医療機関から向精神薬が処方されている者の緊急サンプル調査を実施したところで、本調査結果について情報提供させていただきます。

これまでも、生活保護受給者の受療行動については、各地方自治体の福祉事務所等が主治医等の協力をいただきつつ、適正受診に向けた指導を行ってきましたが、今回のような事案が発生したことは、適正受診指導が必ずしも十分でなかったと推察されます。このため、福祉事務所等に対しては、本調査結果を情報提供するとともに、適正受診指導の徹底等を指示したところです。

医療機関におかれましては、これまでも、生活保護受給者である患者に向精神薬を処方する場合には、個々の患者の状況を踏まえ、他の医療機関からの処方状況を聴取していただいた上で投与日数や投与量に注意を払っていただいているところですが、一層の配慮をお願いするとともに、各自治体の福祉事務所等から生活保護受給者の適正受診にかかる照会等がある場合には御協力いただきますよう、貴会員に周知方お願い申し上げます。